

中国第三者決済業界の規範化が進む ～「網聯」の登場により新たなステージへ

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

中国第三者決済業界の規範化が進む～「網聯」の登場により新たなステージへ 2

- ▶ 電子商取引の発展およびインターネット技術の進歩や金融革新に伴い、第三者決済業界は急速な成長を遂げ、業界規模は飛躍的に拡大している。とりわけ、第三者決済市場の中のモバイル決済は高い利便性によって、モバイル設備が普及する中で爆発的に成長している。
- ▶ 第三者決済機関の発展初期に人民銀行は新しい決済サービスの発展を阻害しないようしばらく静観を続けていたが、第三者決済機関の取引規模の急速な拡大につれて、ついに規制強化に乗り出すことになった。「備付金」の集中管理制度に加え、「網聯」というプラットフォームが構築され本格的な運用が開始されることにより、資金の流れの把握やアンチマネーロンダリングの確実な遂行など、問題となっている状況の打開が期待される。

稲垣清の経済・産業情報 10

中央金融系代表名簿を読み、次期人民銀行長人事を予測する 10

- ▶ 党大会における40単位のうち、「中央金融系」代表は44人であり、18回に比べ、2名の増員であった。内訳は、銀行界から32人（銀行業監督管理委員会を含む）、保険業界5人、証券業界1人、金融集団（中信と光大）から2人、中国投資有限責任公司1人となっており、銀行業界が72%を占め、圧倒的に多い。基本的な構成は18回と同じである。
- ▶ 党大会を控え、再び、人民銀行長人事が話題となっている。現在の行長（頭取）である周小川は、すでに69歳であり、国務院部長クラスの「定年」を超えている。しかも、周小川は2012年の党大会で中央委員に選出されず、党内地位は「双非」（中央委員でもなく、中央候補委員でもない）であり、異例の留任である。周小川は果たして、いつまで人民銀行行長の地位にとどまるのか、後継者はだれか、当面の金融界の大きな関心事である。

BTMUの中国調査レポート(2017年7月) 14

メントピックス

中国第三者決済業界の規範化が進む～「網聯」の登場により新たなステージへ

今やモバイル決済分野において中国は世界の先頭を走り、最高の普及率を誇るが、その一つの重要な推進力は支付宝(アリペイ)に代表される第三者決済企業である。第三者決済とは、ある程度の規模と信用を有する独立した第三者決済機関が銀行と契約を結ぶことによって、銀行の支払決済システムと接続した決済プラットフォームを提供するという非銀行決済である。電子商取引の発展およびインターネット技術の進歩や金融革新に伴い、第三者決済業界は急速な成長を遂げ、業界規模は飛躍的に拡大している。とりわけ、第三者決済市場の中のモバイル決済は高い利便性によって、モバイル設備が普及する中で爆発的に成長している。

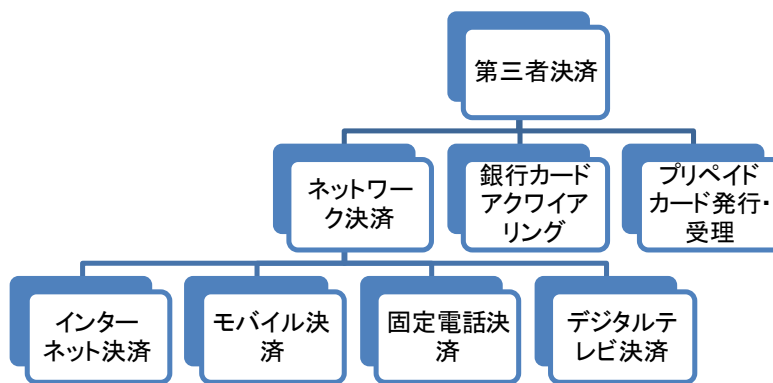
一方、第三者決済機関のリスクが増大することにつれて、中国人民銀行の第三者決済機関に対する監督管理が強化されつつある。当面、第三者決済業界はビジネス機会と管理の高度化が併存する段階にあり、今後決済企業は多面的な方向へ発展することが予想される。

I. 中国における第三者決済市場の現状

決済方式

中国人民銀行の区分によると、第三者決済業界はネットワーク決済、プリペイドカード発行・受理、銀行カードのアクワイアリングの三つに分かれ、うちネットワーク決済はさらにインターネット決済、モバイル決済、固定電話決済、デジタルテレビ決済に分かれる(図表1)。

【図表1】第三者決済業務方式



(出所) 中国人民銀行のデータを基に当行中国調査室作成

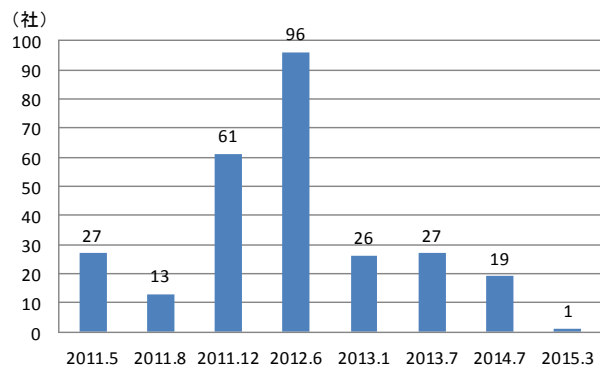
銀行カードのアクワイアリングとは、POSレジを通じて銀行カードの契約店舗に提供する資金決済サービスを指す。すなわち、カード所有者が銀行と契約した店舗で消費した後、アクワイアラー(アクワイアリング業務をする銀行または第三者決済機関)が消費された金額から手数料を差し引いた後、店舗に決済する。アクワイアリング業務の参加者にはカード発行銀行、アクワイアラーおよび銀聯が含まれる。

インターネット決済とは、PC 端末で行われた利用者から店舗へのオンライン決済や資金清算を指す。初期の電子商取引で第三者決済機関は中立的な第三者として、双方の取引完了前に資金を一時保留し、電子商取引の信用体系を構築して電子商取引の発展を促進してきた。アリペイなどの決済企業は店舗と個人利用者の間で第三者決済口座を開設することで、銀行・地域間決済問題を解決するとともに、信用仲介として流動性と資金の安全を確保した。また、モバイル決済はスマートフォン決済ともいい、利用者がモバイル端末(通常はスマートフォン)を通じて消費した商品またはサービスに対して決済を行う方式を指す。

市場構成

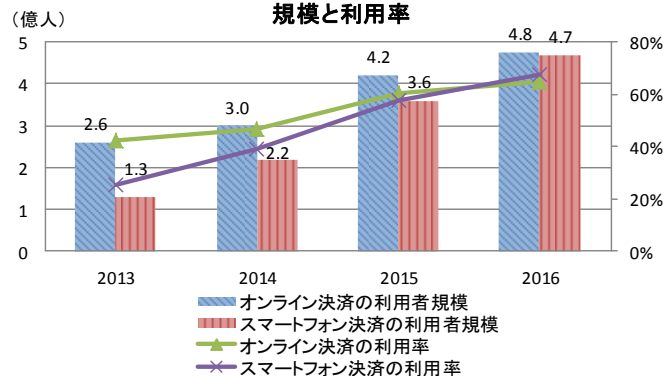
第三者決済は非銀行類金融業務に属しており、業務を展開するには許可が必要となる。2010年、中国人民銀行は「非金融機関支付サービス管理弁法」を公布し、2011年5月から2015年3月にかけて8回にわたって270社に「支付業務許可証」を発行した(図表2)。「支付業務許可証」の有効期間は5年間で、人民銀行が審査により延期するかどうかを決定する。現在、人民銀行は第1陣から第4陣までの延期結果を発表したが、事業停止や合併などの企業を除き、第三者決済機関は246社に減少したため、第三者決済許可は希少な存在となった。

【図表2】支付業務許可証を持つ企業数の推移



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

【図表3】オンライン決済とスマートフォン決済の利用者規模と利用率



(出所) CNNICのデータを基に当行中国調査室作成

① オフライン: 銀行カードのアクワイアリング

銀行カードのアクワイアリング市場の発展要因には銀行カード発行規模、POSレジ普及台数と取引件数の増加が挙げられる。中国人民銀行の統計によると、2016年末時点の全国の銀行カード発行枚数は前年比12.5%増の61.3億枚、銀行間決済システムの接続店舗数とPOSレジ台数はそれぞれ同23.8%増の2,067万店と同7.5%増の2,454万台となった。なお、中国支付清算協会の統計によると、2016年末時点のカード発行銀行は913行、アクワイアラは1,195社となっている。iResearchのデータによると、第三者決済機関による銀行カードのアクワイアリング市場規模は2013年以降30%の伸び率で成長し、2016年は22兆元となった。

② オンライン: インターネット決済とモバイル決済

中国インターネット情報センター(CNNIC)の統計によると、2016年12月時点のオンライン決済の利用者規模は前年比14%増の4.8億人、うちスマートフォン決済の利用者規模は同31%増の4.7億人となった(図表3)。オンライン決済とスマートフォン決済の利用率(ネット利用者とスマートフォンによるネット利用者に占める割合)はそれぞれ64.9%と67.5%に達している。

iResearchのデータによると、2016年の第三者インターネット決済の取引規模は前年比68.8%増の20兆200億元、第三者モバイル決済の取引規模は同381.9%増の58兆8,000億元となった(図表4)。第三者インターネット決済と第三者モバイル決済の取引規模の割合をみると、インターネット決済は2011年の96.5%から2016年の25.4%に縮小した一方、モバイル決済は2011年の3.5%から2016年の74.6%に急増しており、モバイルインターネットが従来型インターネットに対する代替作用の強まりやモバイル決済方式の革新により、2019年にはインターネット決済は14.8%、モバイル決済は85.2%の割合となる見込みである(図表5)¹。

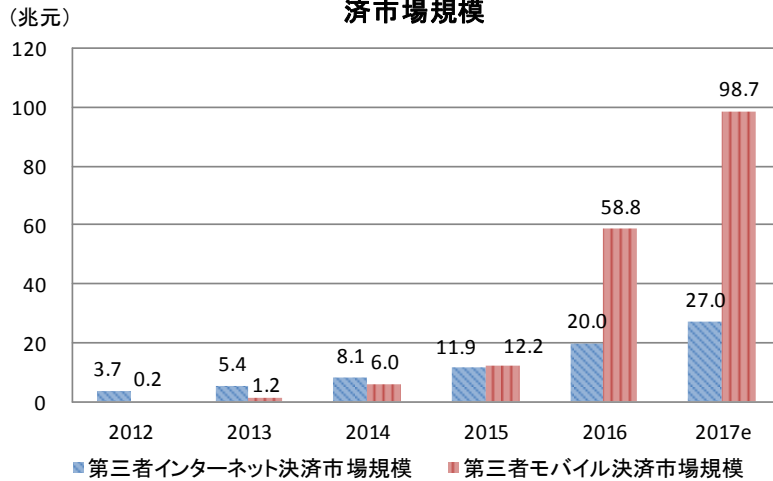
Ⅱ. 第三者決済に対する監督管理強化

第三者決済機関の急激な成長に伴い、決済市場のリスクが増大する中、2016年、国務院のインターネット金融に対する規制強化を背景に、人民銀行は第三者決済を規制する一連の監督管理施策を打ち出した。オン

¹ 中国モバイル決済市場の発展動向について経済週報No.338「中国のモバイル決済市場が急成長～インターネット大手と銀聯の争い」をご参照ください。https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20170223_001.pdf

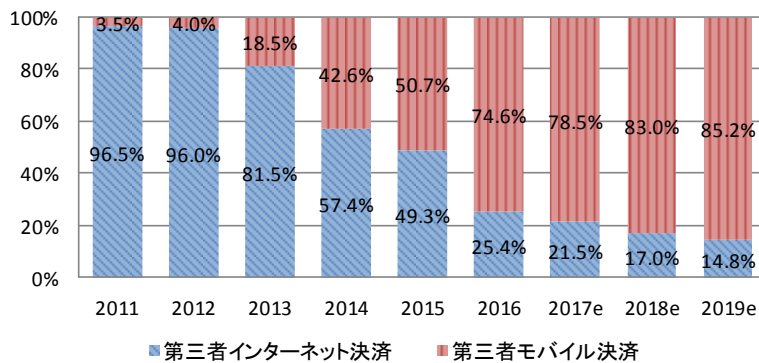
ラインとオフラインの一本化を図り、決済市場の健全かつ規範的な発展を促進する狙いがある。

【図表4】第三者インターネット決済と第三者モバイル決済市場規模



(出所) iResearchのデータを基に当行中国調査室作成

【図表5】第三者インターネット決済と第三者モバイル決済の取引規模の割合

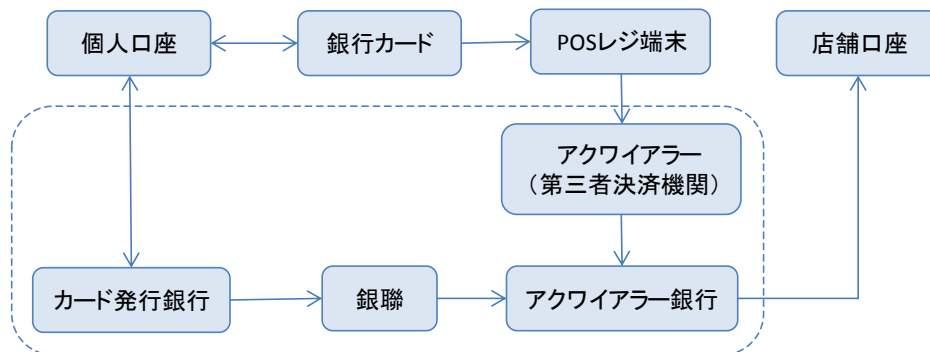


(出所) iResearchのデータを基に当行中国調査室作成

アクワイアリング業務のカード手数料の引き下げ

オフラインのアクワイアリング業務において第三者決済機関はアクワイアラー銀行²と提携して、アクワイアラー銀行のカード所有者の取引の場合、アクワイアラー銀行自身のネットワークで処理するが、銀行間取引の場合、アクワイアラー銀行から銀聯に接続し、銀聯からカード発行銀行に接続して処理する(図表6)。

【図表6】アクワイアリング業務の流れ



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

² クレジットカード決済による取引は、カード発行業務を行う「イシューアー」、加盟店業務を行う「アクワイアラー」、店舗とカード利用者の間で行われる。

加盟店手数料について、2013年2日、発展改革委員会の「銀行カード手数料の最適化と調整に関する通知」および人民銀行の「銀行カード手数料基準調整の徹底に関する通知」に従い、店舗業態によって飲食・娯楽類は1.25%、一般類は0.78%、民生類は0.38%、公益類は0%の手数料を徴収し、カード発行銀行、アクワイアラー、銀聯の間は7:2:1の比率で手数料を分配する形になっていた(図表7)。アクワイアラーのうち、第三者決済機関とアクワイアラー銀行は一緒に20%を分配するが、第三者決済機関は激しい競争の中で銀行と店舗とのリレーション維持を優先するため、自己の取分を引き下げ続けている。

2016年3月、発展改革委員会と人民銀行は「銀行カード手数料の価格決定メカニズムの整備に関する通知」を公布し、銀行カードアクワイアリング業務の費用徴収モデルと価格決定水準を見直し、店舗側の経営コストを引き下げた。2016年9月6日より施行するため、業界では「96費改」と呼ばれている。改革後、アクワイアラーの手数料は政府指導価格から自由化された価格決定へ変更し、カード発行銀行と銀聯の手数料も引き下げられた。なお、業態別の手数料を一本化し、デビットカードとクレジットカードの手数料を別々に管理することで、クレジットカードの「套碼」³や「套現」⁴(キャッシュアウト)といった非合法収入や違反行為を抑制した。

同改革により、店舗、カード発行銀行と銀聯はいずれも増益となる一方で、アクワイアリング業務資格を持つ第三者決済機関62社にとって手数料収入が減少し、より激しい価格競争に陥ったことから、アクワイアラー収入に依存する収益モデルから変換して収益の多様化や事業転換が迫られている。

【図表7】「96費改」前後の銀行カードアクワイアリングの手数料

参加者	店舗種類	改革前	改革後
カード発行銀行	標準類	飲食・娯楽類:0.9%(不動産販売と自動車販売の上限は60元) 一般類:0.55%(卸売類の上限は20元)	デビットカード:0.35%(上限は13元) クレジットカード:0.45%(上限なし)
	優遇類	民生類:0.26%	デビットカード:0.273%(上限は10.14元) クレジットカード:0.351%(上限なし)
	減免類	公益類:0	0
銀聯	標準類	飲食・娯楽類:0.13%(不動産と自動車販売の上限は10元) 一般類:0.08%(卸売類の上限は20元)	カード発行銀行とアクワイアラーに対してそれぞれ取引額の0.0325%を徴収(上限は3.25元)
	優遇類	民生類:0.04%	カード発行銀行とアクワイアラーに対してそれぞれ取引額の0.0254%を徴収(上限は2.54元)
	減免類	公益類:0	0
アクワイアラー	標準類	飲食・娯楽類:0.22%(不動産と自動車販売の上限は10元) 一般類:0.15%(卸売類の上限は3.5元)	自由化
	優遇類	民生類:0.08%	
	減免類	コスト価格	
全体方針		店舗業態によって手数料を決定(飲食・娯楽類1.25%、一般類0.78%、民生類0.38%、公益類0%)、カード発行銀行、アクワイアラー、銀聯の間で7:2:1の比率で分配	店舗種類を一本化、デビットカードとクレジットカードを別々に管理

(注)①飲食・娯楽類:飲食、ホテル、娯楽、宝石・アクセサリ、工芸美術品、不動産と自動車販売;一般類:百貨、卸売、社会研修、仲介サービス、旅行会社と観光スポットのチケットなど;民生類:スーパー、大型スーパー、電気・ガス・水道など公共料金お支払い、ガソリン、交通運輸チケット販売;公益類:公立病院、公立学校

②リストアップされていない業種を一般類とする

③改革実施より2年の過渡期において、スーパー、大型スーパー、電気・ガス・水道など公共料金お支払い、ガソリン、交通運輸チケット販売の店舗に対してカード発行銀行手数料と銀聯手数料を優遇する。過渡期以降、標準類と減免類のみとなる

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

3 中国語で「套碼」と言い、第三者決済機関は店舗業種で生じる手数料の差によって、虚偽店舗や店舗業種を変えることで、低い手数料を獲得することを指す。

4 クレジットカード所有者がATMで現金を引き出すのではなく、アクワイアリング業務において店舗に1%~3%の手数料を払い、POSレジで架空取引や架空価格によってクレジットカードから現金を引き出すことを指す。

「備付金」の集中管理

第三者決済機関の収益構造

「備付金」とは、第三者決済機関が顧客の委託支払業務を取扱う際の前払い金(売掛金)であり、第三者決済機関の滞留資金とも見なされる。こういった資金による資金のプーリングが形成した。「備付金」の所有権は顧客に帰属するものの、顧客の銀行預金と異なり「預金保険条例」の保護対象に入らないため、顧客は第三者決済機関の信用リスクを負うことになる。実際の取引において、第三者決済機関の名義で商業銀行に預金し、第三者決済機関が顧客の需要に従って銀行に資金の振込指示を送る。

第三者決済業界の競争が激しいため、決済機関は顧客に振込手数料免除のサービスを提供していた。第三者決済機関の事業展開を助成するため、2013年6月、人民銀行が公布した「決済機関顧客備付金預管弁法」では、決済機関が定期預金や協議預金をすることで利息を受け取ることを認めた。

備付金から得られる利息は第三者決済機関の主な収益源であり、実際に純利益の80%以上を占めている。人民銀行の統計によると、ここ3年、第三者決済機関の顧客備付金は年間53.8%で伸びている。統計対象となる決済機関264社の備付金規模は2013年末の1,266億元から2016年9月時点で4,600億元に増加した。一方、第三者決済機関の機能が多様化しており、顧客の現金引出やクレジットカード消費に対して手数料を徴収し始めたとともに、単なる決済機能から資産運用・管理などの金融分野へ拡大し、収入源の多様化が進んでいる。

第三者決済機関は備付金規模を拡大することで利息収入を獲得し、決済サービスの提供という本業を離れ、人民銀行が業務展開を許可する本意にも背く。決済機関が展開する業務のうち、プリペイドカード発行・受理が備付金利息収入に最も依存しており、次はネットワーク決済と銀行カードアクワイアリングとなる。多くのプリペイドカード会社は備付金利息収入に頼っており、イノベーションをする原動力が不足である。事業拡大が困難になった一部の会社は許可証を売るしかない。また、2013年の「弁法」では、決済機関が開設する備付金口座は5行を超えてはならないと定めたものの、実際、決済機関は複数の銀行で備付金口座を開設し、1社当たり平均13口座、最多70口座(各銀行拠点を含む)となっている。人民銀行は、備付金管理が分散しているため、リスクが高いと指摘している。具体的には、①資金転用、②占用して理財商品やその他高リスク投資に流れる、③備付金口座を通じて銀行間資金清算を行う、④流動性リスクがあるなどを挙げている。

リスクに対する規制強化

このような状況の中、2016年10月、国務院弁公庁が公布した「インターネット金融リスク特別規制工作实施方案」では、非銀行決済機関が顧客備付金を転用・占用してはならず、顧客備付金口座は人民銀行または人民銀行の要求を満たす商業銀行に開設する。人民銀行または商業銀行は非銀行決済機関の備付金口座に利息を支払ってはならず、決済機関の利ざやによる収益モデルを阻止することを明らかにした。

国務院の意図を徹底し、決済機関を決済という本業へと回帰させるため、2017年1月13日、人民銀行は「決済機関顧客備付金集中預管関連事項の実施に関する通知」を公布し、決済機関が一部の備付金を人民銀行の専用口座に預け、納付分に対しては利息を払わないと定めた。第1回の平均納付比率は20%であるが、今後は100%納付を目指している。

過渡期の設定

決済機関の事業転換を考慮したうえ、人民銀行は過渡期の措置として、決済機関の業務内容や格付結果によって10%、12%、14%、16%、18%、20%、22%、24%などのランクを設定した。年ごとに納付比率を引き上げていくが、具体的な過渡期は明確にされていない。人民銀行の専用口座への未納分は従来通りなお利息を受け取ることができる。人民銀行は決済機関のコンプライアンス経営やリスク防止状況に基づき、毎年評価作業を行い、格付の低い機関は高い納付比率を適用するとしている。

第三者決済の大手2社であるアリペイとテンセント傘下のテンペイ(微信支付)の備付金はそれぞれ1,600億元と1,500億元と合計で業界全体の70%を占めている。2社の格付が高いため12%が適用されており、納付額は200億元前後とみられている。両社は多角的なサービスを展開し、利子収入以外に相当額の収益を確

保していることから実際の影響は限定的とみられる。一方で、備付金利息に過度に依存するという第三者決済機関の収益モデルに大きな影響を与え、滞留資金が大きく付加価値サービスが少ない中小機関は淘汰されるとみられている。

なお、4月17日に1回目の備付金納付が実施されて以降、第2四半期の人民銀行の貸借対照表によると、非金融機関預金項目は841億元となった。これで計算すれば、第三者決済機関の備付金は3,504億元～8,410億元(納付比率最低10%から最高24%)にあり、中間値16%で計算すれば5,256億元と推計される。

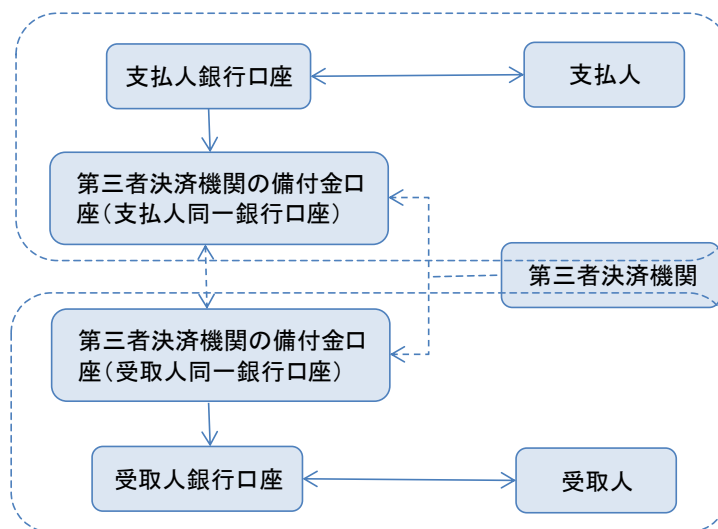
Ⅲ. 「網聯」の登場

なぜ「網聯」を構築するのか

2002年に設立された銀聯(ユニオンペイ)は銀聯カードの銀行間ネットワークを構築し、今までは送金や銀聯カードを用いた決済取引はすべて銀聯ネットワークを通じて行われており、銀聯は清算機関として大きな役割を果たしていた。銀行カードアクワイアリング業務のモデルは清算機関(銀聯)を中心に、カード所有者、店舗、カード発行銀行およびアクワイアラーという4者で構成されていた。カード所有者が店舗で消費し、カード発行銀行とアクワイアラーの間の清算は銀聯などの清算機関を通じて行われてきた。4者が分業しながら互いにけん制して、国際的にも通用していたモデルである。

しかし、電子商取引の出現に伴い、2004年、アリペイの設立により、非金融機関による決済システムが登場した。アリペイなどの第三者決済機関は銀行で口座を開設することで、従来の銀聯ネットワークを経由しないで直接銀行に接続するモデルを構築した。第三者決済機関は複数の銀行で持つ備付金口座を通じて、銀聯を迂回して自ら清算の役割を果たし、自身のネットワークの中で資金決済を行うことで決済コストを節約した(図表8)。銀聯を経由する従来の4者モデルに対し、この3者モデルでは第三者決済機関はカード発行銀行、アクワイアラー、準清算機関を兼ねている。第三者インターネット決済と第三者モバイル決済はこのモデルをとる。

【図表8】第三者決済モデル



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

収益分配について、第三者決済機関自ら清算機能を担い、各参加者が決められた比率でサービス手数料を控除した後、残高を店舗に入金する。参加者はカード発行銀行、第三者決済機関およびオフラインのモバイル決済における代理業者がある。第三者決済機関がカード発行銀行に支払う手数料はオフラインのアクワイアリング業務と違い、決済機関の備付金口座規模によって銀行と個別に交渉した上で決定されるが、平均手数料は取引額の0.2%～0.5%である。巨額の備付金を有し、市場支配力があるアリペイやテンペイといった大手は0.1%以下である。

人民銀行は、決済機関は複数の銀行で備付金口座を開設することで、一つの口座で取引・決済・清算という

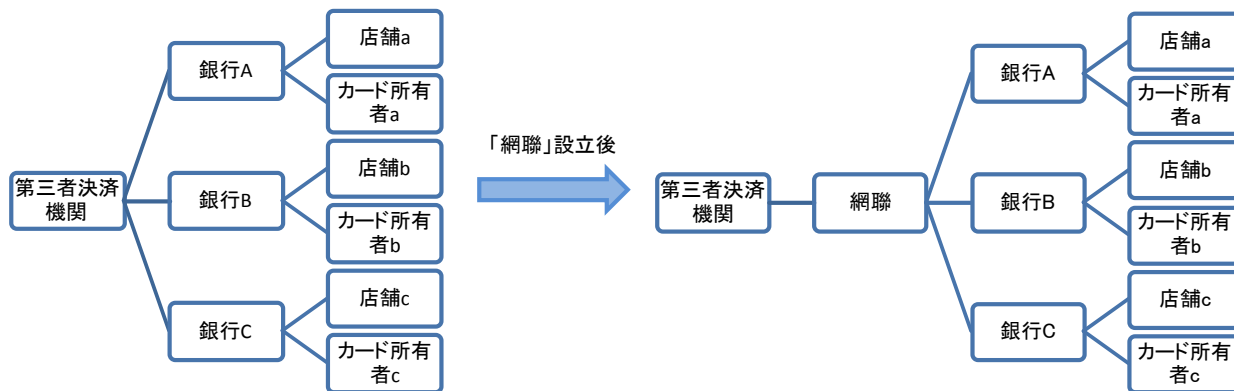
三つの機能を同時に担い、資金流動の不透明や取引情報の不明確化、取引状況が把握できないという大きな問題があると指摘している。金融規制の外で顧客の預入資産が自社の運用に回されるリスクを孕んでおり、顧客保護の観点における金融監督管理が困難であるため、マネーロンダリングなどの温床になりかねず、監視が必要であると指摘した。

それを規制するため、上述Ⅱの監督管理強化のもう一つの施策として、人民銀行は第三者決済機関向けネット決済・清算機関「網聯」の設立に乗り出した。この目的は「網聯」を備付金集中管理の技術手段として、決済と清算機能を分離させ、オフラインの銀聯と同様にオンラインの独立したネット決済・清算の金融インフラを構築することである。

構築の経緯

2016年4月、人民銀行が公布した「非銀行決済機関リスク特別規制工作実施方案」では、ネット決済清算プラットフォームを構築することを明らかにした。第三者決済機関が複数の銀行と接続するモデルを廃止し、すべての取引が「網聯」に接続し、「網聯」が人民銀行の清算システム⁵に接続するようになる。今後「網聯」は第三者決済機関と銀行の間に入り、それぞれの取引を仲介する役割を果たすことにより、第三者決済機関は銀行とそれぞれ個別に提携する必要はなくなり、「網聯」と接続すればよいこととなる(図表9)。

【図表9】「網聯」設立前後の第三者インターネット決済の流れ



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

2016年7月、「網聯」の準備作業が始まり、人民銀行支付結算司の指示の下、清算協会が主導で会員が構築作業に参加した。9月、支付結算司が網聯プラットフォーム構築始動会議を開催し、決済機関22社の責任者が参加した。12月17日、人民銀行科技司が業界の技術専門家13人を招き、網聯プラットフォーム構築の技術方案を評議・審査したうえ採択した。

2017年3月31日、「網聯」プラットフォームの試行運用が開始したが、第1陣として中国銀行、招商銀行、建設銀行、工商銀行など商業銀行4行と、アリペイ、テンペイ、京東支付傘下の網銀在線など大手決済機関3社が接続した。3カ月の試行運用を経た6月30日、正式に運用を開始し、テンペイが初めて一部の決済業務を「網聯」プラットフォームにシフトし、続いて京東支付、快銭、百付宝、アリペイ、平安付、翼支付など6社が追随した。6月30日時点で中国銀行、建設銀行、工商銀行、交通銀行、招商銀行、平安銀行など12行が「網聯」に接続しており、上記銀行がカバーする個人銀行口座は全体の70%以上を占めている。2017年末までにシステムの検収を完了し、決済機関40社と商業銀行200行に接続。2018年下半期にすべての第三者決済機関と銀行との接続を完了する予定である。

網聯清算有限公司(準備中)の登録資本金は20億元、株主は45社で構成されている。人民銀行傘下の7機関(中銀清算総センター、上海清算所、黄金取引所、中国支付清算協会など)は共同で7.6億元を出資し、

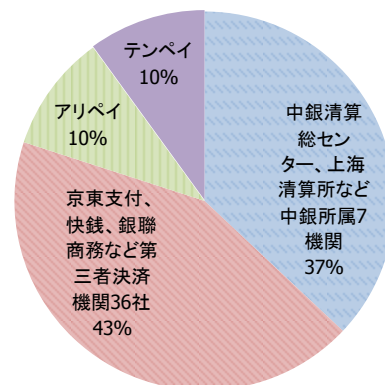
⁵ 大口決済システム(CNAPS)、小口決済システム(BEPS)、オンライン決済システム、同一地域手形決済システム、域内外貨決済システム、全国小切手電子データ交換システム、銀行業金融機関内決済システム、銀行カード銀行間決済システム(銀聯)、都市商業銀行資金決済システムと農信銀資金決済システムなどが含まれる。

⁶ 現在、人民銀行の大口決済システムに接続した商業銀行は300行以上ある。

37%の株式を保有するほか、アリペイとテンペイがそれぞれ10%、京東支付、快錢、銀聯商務など第三者決済機関36社は合計43%の株式を保有する(図表10)。

「網聯」プラットフォームは3カ所(北京、上海、深セン)で6データセンター設置という分散型構造を採用しており、目標容量は1秒当たり12万件、ピーク値は1秒当たり18万件としている。なお、テンペイによる春節期間のピーク取引量は1秒当たり10万件、アリペイも同水準にある。ちなみにVISA、マスターカードと銀聯の処理能力は現在1秒当たり6万件となる。「網聯」が分散型構造を採用するため、容量をさらに拡大する余地がある。また、「網聯」の接続モデルについて、銀行は本店、決済機関は企業として接続するとしており、銀行または決算機関の支行が接続することはできない。

【図表10】「網聯」の株式構造



(出所) 公開資料を基に当行中国調査室作成

第三者決済機関の発展初期に人民銀行は新しい決済サービスの発展を阻害しないようにとしばらく静観を続けていたが、第三者決済機関の取引規模の急速な拡大につれて、ついに規制強化に乗り出すことになった。「備付金」の集中管理制度に加え、「網聯」というプラットフォームが構築され本格的な運用が開始されることにより、資金の流れの把握やアンチマネーロンダリングの確実な遂行など、問題となっている状況の打開が期待される。第三者決済機関は個々の銀行と接続する手間から解放され、人力、設備、ネットワークなどの重複を減らし負荷が低減されるほか、業務や技術基準を統一することが可能となる。

銀行カード手数料の引き下げ、「備付金」の集中管理、「網聯」の登場といった一連の政策は、オンラインとオフラインの決済業務の高度化に加えて、顧客保護につながることを目的としている。中国決済業界全体の継続的かつ健全な発展に期待したい。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

稲垣清の経済・産業情報

中央金融系代表名簿を読み、次期人民銀行長人事を予測する

I. 金融界代表の特徴

党大会における40単位のうち、「中央金融系」代表は44人であり、18回に比べ、2名の増員であった。

内訳は、銀行界から32人(銀行業監督管理委員会を含む)、保険業界5人、証券業界1人、金融集団(中信と光大)から2人、中国投資有限責任公司1人となっており、銀行業界が72%を占め、圧倒的に多い。基本的な構成は18回と同じである。

40選挙単位の一つである「中央金融系」の党大会選挙方法などは、「中央の指示に従った」とあるだけで、一次名簿の公表もなく、差額選挙が行われたかどうかは確認できない。中央指名枠とみられる人物もいない。18回党大会代表に続いて、代表選出されたのは周小川(1948年)人民銀行行長、郭樹清(1956年)銀行業監督管理委員会主席などである。

44人のうち、女性は8人(18.2%)、少数民族出身者は3人(6.8%)である。代表のほとんどは董事長、行長、主席などの幹部であるが、末端の銀行員なども含まれており、その数は9人である。全体の比率は20.4%であるが、中央基準である15%をクリアしている。ただし、人数では17回の11人を下回り、18回の10人を1人上回っただけである。

そして、後述するように、次期人民銀行長候補に挙っている、易綱、郭樹清、劉士余の3人はこの44人の中に含まれている。4人目の候補である蔣超良は湖北省から選出されている。

1表 19回党大会選挙単位別代表者数と内訳

	17回 代表数	%	18回 代表数	%	19回代表数
31 地方	1518	68.6	1557	68.6	1576(68.5%)
解放軍	248	11.2	251	11.1	
武警部隊	47	2.1	49	2.2	
中央直属機関	313	14.1	108	4.8	109(4.7)
中央国家機関			184	8.1	186(8.1)
中央金融系統	40	1.8	42	1.9	44(1.9)
中央企業系統(在京)	47	2.1	52	2.3	53(2.3)
全国台湾聯宜会	25	(1.1)	(27)	(1.2)	
香港工作委員会					
澳門工作委員会					
合計	2213	100.0	2270	100.0	2300(100.0)

注: 17回「中央直属機関・中央国家機関・台湾聯合会」は代表名簿が公表されていないため、合計からの計算値である。「台湾聯合会」は16回の選挙単位であるが、17回、18回もこれを踏襲しているものと判断した。18回は主要選挙単位の合計は2243名となり、計算上は残る27名が台湾、香港、澳門ということになる。

2表 19回党大会中央金融系代表の単位別内訳

	18回	19回	備考
中国人民銀行	5	5	19回は末端行員なし、行長、副行長3人など幹部のみ。
国家開発銀行	3	2	18回は陳元董事長ほか、19回は胡懷邦董事長と広西分行行員。
中国輸出入銀行	1	1	19回の胡曉煉(女、18期中央候補委員)董事長は、18回は人民銀行副行長として代表。
中国農業発展銀行	2	2	19回の代表は解学智董事長(1957年生、財政部出身)および四川省広漢市支行長
中国工商銀行	5	5	19回は、董事長・行長ら幹部3人、末端行員2人。
中国農業銀行	5	5	19回は、董事長・行長ら幹部2人、末端行員3人。
中国銀行	3	3	19回は、董事長・行長ら幹部3人、末端行員なし。
中国建設銀行	3	4	19回は、董事長・行長ら幹部2人、末端行員2人。
交通銀行	1	1	19回は、牛錫明董事長
招商銀行	1	1	19回は、青島分行営業部の女性行員。
光大銀行	1	1	19回は長沙分行長
銀行業監督管理委員会	2	2	19回、主席の郭樹清、紀律の杜金富
保険界	5	6	中国人民保険、中国人寿、太平洋保険など。
証券界	2	1	劉士余 中国証券業監督管理委員会主席
国有金融集団	2	2	中信集団、中国投資有限責任公司(董事長の屠光緒ではなく、董事会弁公室主任)
先物取引	-	2	大連商品取引所
計	42	44	

資料:「新浪財經」(2017年7月19日)発表名簿より集計。

II. 金融機構の再編と人民銀行長人事

党大会を控え、再び、人民銀行長人事が話題となっている。現在の行長(頭取)である周小川は、すでに69歳であり、国務院部長クラスの「定年」を超えている。しかも、周小川は2012年の党大会で中央委員に選出されず、党内地位は「双非」(中央委員でもなく、中央候補委員でもない)であり、異例の留任である。周小川は果たして、いつまで人民銀行行長の地位にとどまるのか、後継者はだれか、当面の金融界の大きな関心事である。

筆者は、これまで、易綱副行長を本命とみてきた。現時点でもその可能性を堅持しているが、新たな候補者も浮上している。その候補者を改めてレビューしてみる。英国フィナンシャルタイム(FT、6月29日付け、香港明報7月6日付転電)は、易綱、郭樹清、蔣超良、劉士余の4人を有力候補としてあげている。

本命の易綱

周小川の後継者の本命は易綱であるとみる。易綱のネックは、中央委員でも中央候補委員でもない、「双非」であるが、最近の人事では、珍しいことではない。通常では、閣僚ポストは、党大会で中央委員に選出されたのち、翌年の全人代における国家人事で決まる習わしである。その慣習に従えば、易綱の就任、すなわち、周小川の辞任は、2017年の党大会で易綱が中央委員に選出されること、そして、2018年3月の全人代において、易綱の就任、周小川の退任というステップとなる。

何度も候補に挙る郭樹清

郭樹清は、人民銀行行長候補にも挙っていたが、周小川の異例の続投により、進路変更があった。さらに、財政部長に就任した楼繼偉の後任(前財政部長)との噂もあったが、次の山東省長への就任は予想外の人事であった。郭樹清は早くから後継候補としてあがっており、英国留学経験もある。2012年の党大会後、証券監督管理委員会主席から山東省に移った時点で、後継レースから外れたという見方もあったが、銀監会に主席就任によって、後継レースに戻ったという見方と、これを否定する観測があるが、筆者は後者を取る。

“ダークホース” 蔣超良

現湖北省書記の蔣超良は、農業銀行、人民銀行、交通銀行、国家開発銀行の4つの銀行の経験を持つ異色の政治家である。蔣超良のもうひとつの特徴は、王岐山との接点が多い、という点である。両者は10歳の年齢差があるが、1988年以降、多くの接点をもってきた。まずは、1988年、王岐山が初めて金融界入りし、農村信託投資の総経理に就任した時期、蔣超良は中国農業銀行に入行、そこで最初の知己を得た可能性がある。その後、1993年、王岐山が人民銀行副行長に就任した際、蔣超良は同じ人民銀行の銀行司副司長であった。王岐山の人民銀行で在籍が短かったため、その後、両者は人民建設銀行(その後の中国建設銀行)と農業銀行に分かれたが、1997年、両者は三度、広東省で出会う。広東省の金融危機(信託投資会社の破綻)を受けて、当時の朱鎔基総理(一時期、人民銀行長を兼務、王岐山の上司)の命により広東省に派遣されたが、その時の人民銀行の広州支店長が蔣超良であった。

劉士余—“次の次”

2016年3月に証券監督管理委員会(CSRC)のトップに就任した劉士余についていえば、2002年以降、周小川の人民銀行行長就任以来、10年以上に亘って、助手を務めており、周小川の信頼厚い人物と見受けられる今回の就任にあたって、周小川の意見が反映された結果と思われる。また、劉士余は1990年代、中国建設銀行に勤務していた、当時の建設銀行長が王岐山(現政治局常務委員、中央紀律検査委書記)であり、王岐山との人脈の可能性はある。しかし、劉士余は「60後」であり、まだ先がある。当面は、証券会の立て直し求められる。

人民銀行長人事は秋の党大会人事を受けて、2018年3月開催予定の全人代において、国務院(政府)人事が行われる。焦点の一つが人民銀行長人事であるが、もうひとつ注目される金融関連の人事がある。それは、7月14日から15日にかけて開催された全国金融工作会議(注:この会議に出席した孫政才は2日目に拘束された)において、習近平の指示により設立が決まった「国務院金融穩定(安定)發展委員会」である。この委員会のトップ(主任)に、どのレベルの人間が就くのか、「一行三会」(人民銀行、証監会、銀監会、保監会)を監督・管理する機能をもつことから、政治局員以上の人物が就くものと思われ、それは、劉鶴(1952年生、中央委員)であると視る。

劉鶴は党中央財經指導小組(組長習近平)弁公庁主任兼国家發展改革委副主任であるが、習近平の信頼厚い“首席經濟補佐官”(「權威人士」)である。劉鶴は次期党大会で政治局員に昇格し、さらに、金融・財經担当の副総理(現在の馬凱の後任一引退予定)に就任するものと予測する。

劉鶴の下で、「一行三会」は中央委員クラスが再任ないし異動すると視られ、郭樹清(銀監会)と劉士余(証監会)は就任して間もないことから留任、実務と国際経験豊富な易綱が本命、「黒馬」(ダークホース)として銀行キャリア豊富でかつ地方行政にも明るい蔣超良と視る。人選がもつれば、劉鶴が兼務するという人事もありうるかもしれない。1993年から2年間、朱鎔基が副総理として、人民銀行長を兼務した人事パターンである。

図 中国金融機関組織の再編と人行長人事



注:公式発表に基づいて、稲垣作成(2017年7月21日現在)。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。)

稲垣 清 三菱東京UFJ銀行(中国)顧問

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券(香港)産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行(中国)顧問。著書に『中南海』(2015年、岩波新書)、『中国進出企業地図』(2011年、蒼蒼社)、『いまの中国』(2008年、中経出版)、『中国ニューリーダーWho's Who』(2002年、弘文堂)、『中国のしくみ』(2000年、中経出版)など。



BTMU の中国調査レポート(2017年7月)

- BTMU CHINA WEEKLY 2017/7/26
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j5krf8xuheH1c85703aIid0j5krgwz0le>
国際業務部
- ニュースフォーカス(2017年第9号)
広東省・香港・マカオ～粵港澳大湾区開発推進に関する枠組協定に調印
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20170719_001.pdf
香港支店・業務開発室
- BTMU 中国月報 (2017年7月)
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0j5huy6bylfH11c10c86Iid0j5hv04xigo>
国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214